

日常生活圏域の区域について

1 日常生活圏域について

「日常生活圏域」とは、平成 18 年の介護保険法改正により新たに示された概念で、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件や介護サービス等を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域のことをいう。

この「日常生活圏域」ごとに高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域密着型サービスなどの施設整備を進めている。

2 これまでの日常生活圏域区分について

(1) 第 3 期・第 4 期計画について

【区分】

- ・旧長岡市の区域：第二次新長岡発展計画(旧長岡市総合計画)における地域区分（7 圏域）
- ・合併地域：旧市町村単位（10 圏域）

【理由】

- ・第 3 期計画策定時（平成 18 年度）は、第 1 次及び第 2 次市町村合併直後であり、旧市町村ごとの地域特性が色濃く残っているため。

(2) 第 5 期・第 6 期計画について

【区分】

- ・地域包括支援センターの担当区域（11 圏域）

【理由】

- ・高齢者人口や要介護（要支援）認定者数を拡大・平準化させ、多様な介護サービス・施設の整備や供給量の格差是正につながるため。
- ・「地域包括支援センター」を中心に、各圏域の現状把握や課題検討など「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを効果的に行うことができるため。

3 第 7 期計画における日常生活圏域の設定(案)

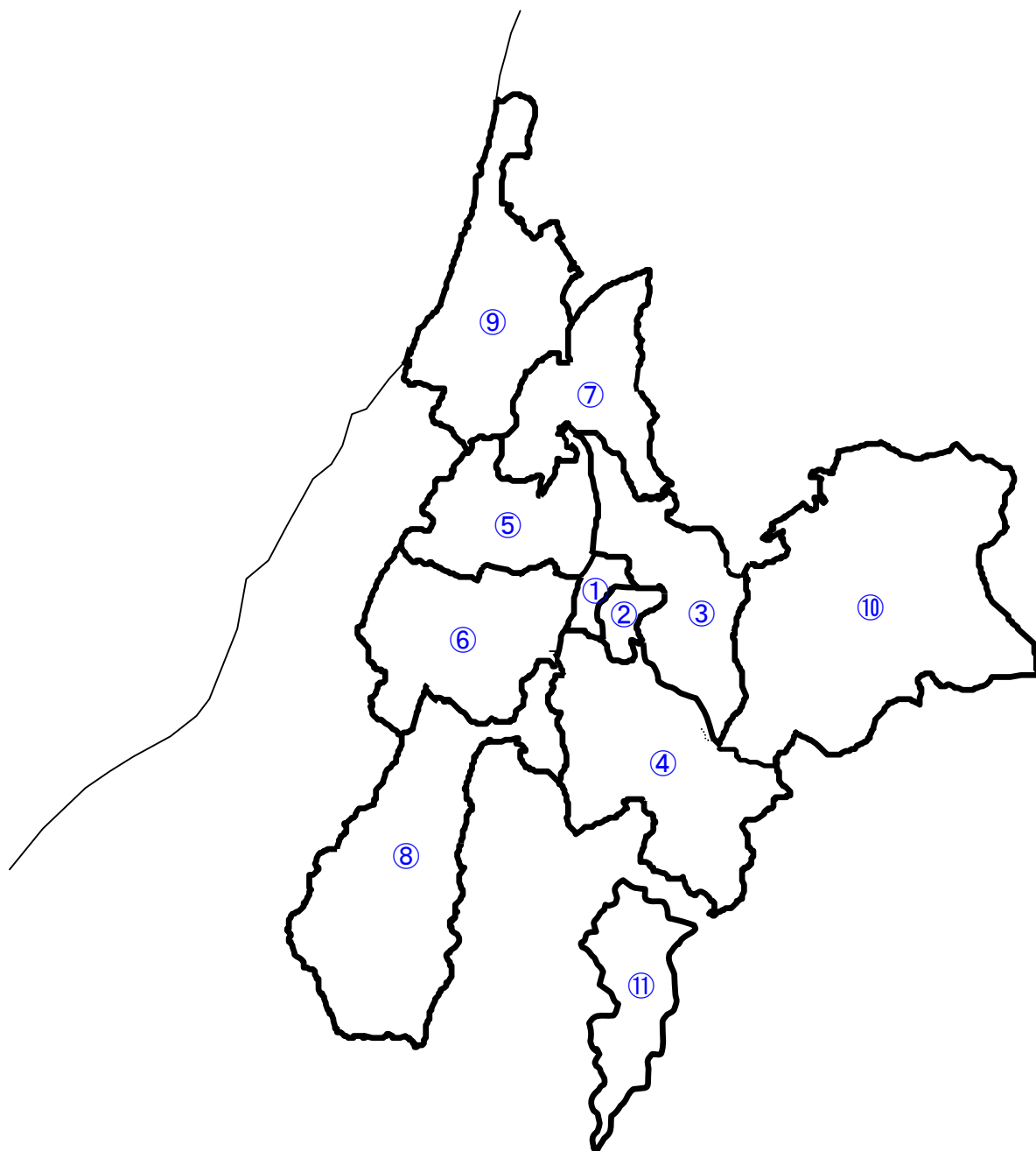
【区分】

- ・引き続き、現在の 11 圏域を日常生活圏域として設定
- ・ただし、平成 28 年 11 月 1 日の社会福祉センタートモシアの開設とともに、水道町の地域包括支援センター「なかじま」が表町のトモシアへ移転して、名称を「なかじま・おもてまち」に変更した。これに伴い、「けさじろ」の担当区域である阪之上の一部を「なかじま・おもてまち」の担当区域に変更したため、日常生活圏域をこれに合わせて変更する。

【理由】

- ・地域包括支援センターの担当区域は、高齢者人口や要介護（要支援）認定者数が適切な規模で平準化されており、各圏域の現状把握や課題検討などの取り組みを効果的に行うことができるため。

日常生活圏域図



- | | |
|-------------|----------------------------------|
| ① 川東地区西 | (千手・表町・中島・神田・新町・ <u>阪之上の一部</u>) |
| ② 川東地区東 | (四郎丸・豊田・川崎・ <u>阪之上の一部</u>) |
| ③ 川東地区北 | (栖吉・富曾亀・山本・新組・黒条) |
| ④ 川東地区南・山古志 | (宮内・十日町・六日市・太田・山通・山古志) |
| ⑤ 川西地区北・三島 | (下川西・上川西・福戸・王寺川・三島) |
| ⑥ 川西地区南 | (大島・希望が丘・日越・関原・宮本・大積・深才・青葉台) |
| ⑦ 中之島・与板 | (中之島・与板) |
| ⑧ 越路・小国 | (越路・小国) |
| ⑨ 和島・寺泊 | (和島・寺泊) |
| ⑩ 栃尾 | (栃尾) |
| ⑪ 川口 | (川口) |